

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

遊戯施設における事故対策について

去る5月5日に大阪府下の遊園地において、遊戯施設のコースターで死亡事故が発生したことは誠に遺憾である。

現在、この事故について関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、同様の事故の再発を防止するため、下記により遊戯施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. コースターに関する緊急点検の実施

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第138条第2項第2号に掲げるもののうちコースターその他これに類する高架の遊戯施設（軌条を走行するもので勾配が5度以上のものに限る。）の所有者等に対して、速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第5項に基づき、下記の緊急点検の結果を報告するよう求めること。

（1）点検の内容

車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について、錆び、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等の有無を点検すること。また、車輪軸については、探傷試験を行い、き裂等の有無を確認すること（ただし、本日から起算して1年以内に探傷試験を行っている場合はこの限りでない。）。

（2）問題がある場合の措置

安全が確認されるまでは運行を停止させるとともに、上記（1）の点検の結果問題があると判断される場合は、必要に応じて法第9条第1項に基づく是正措置を命ずる等、適正な状態に是正されるよう必要な措置を講ずること。

（3）国土交通省への報告

都道府県におかれては、上記（1）点検の実施状況について、管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、平成19年5月18日（金）（別添の事故施設と同種の遊戯施設については平成19年5月11日（金））までに、別紙様式により当職まで報告すること。

2. 所有者等に対する事故防止対策の徹底

令第138条第2項第2号及び第3号に規定する遊戯施設の所有者等に対し、建築基準法第12条第3項に基づく定期検査を適切に実施するとともに、「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」の周知による遊戯施設の安全対策の徹

底について（依頼）」（平成 12 年 12 月 26 日付け建設省住指発第 932 号）を参考として、これらの遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理の徹底を図るよう周知すること。

なお、建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく定期報告が行われていない遊戯施設の所有者等に対しては、早急に定期報告の提出を求めるとともに、その結果に基づき適正な状態に是正されるよう必要な措置を講ずること。

(別添)事故施設と同種の遊戯施設

施設名	所在地	所有者等	特定行政庁
ルスツリゾート	北海道虻田郡留寿都村	(株)加森観光本社	北海道
よみうりランド	神奈川県川崎市多摩区	(株)よみうりランド	川崎市
鷺羽山ハイランド	岡山県倉敷市	鷺羽観光開発(株)	倉敷市
三井グリーンランド遊園地	熊本県荒尾市	グリーンランドリゾート(株)	熊本県

(備考)所有者等については、特定行政庁において所有者又は管理者に確認を行い、精査すること。

コースターその他これに類する高架の遊戯施設に係る緊急点検の状況について

別紙様式

	点検対象の台数	緊急点検の状況				
		報告台数				未報告台数
		報告結果			うち是正済台数	
		問題ないものの台数	車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条の錆び、腐食、摩耗、き裂、欠損、破損等があるもの台数			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
計						